

**第111回定時株主総会資料
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

- **事業報告**
業務の適正を確保するための体制
会社の支配に関する基本方針
- **連結計算書類**
連結注記表
- **計算書類**
個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

セントラル硝子株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制

- I 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役会は、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び執行役員の業務執行を監督する。
 2. コンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 3. 内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外（弁護士事務所）へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。
 4. 内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行う。監査状況については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告し、内部監査の実効性をより高める。
- II 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役会、委員会等の各種会議体の議事録作成は、各会議体の規程で定めるとともに、その他重要な意思決定に関する文書の作成は、稟議規程で定めることとし、文書の整理、保存及び廃棄については、情報の適切な管理を行うため、文書保存管理規程を制定する。
 2. 取締役及び監査役は、これらの議事録及び重要文書をいつでも閲覧することができる。
- III 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 特に重要と認められるリスクに関しては、これに対応した各種委員会を設置し規程を制定するとともに、各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたりスクの管理を行う。
 2. 新たなリスクが生じ若しくは生じ得る場合は、速やかに対応責任者となる執行役員を定める。また、当社の取締役会は、随時、委員会、担当執行役員から報告を受け、若しくはこれらに対し報告を求め、社会的責任を含めたりスクの把握に努め、必要な対応策を講じる。
- IV 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離することで取締役会をスリム化するとともに、職務権限を分担し、業務機構、業務分掌及び職制を定めて、指揮命令系統を明確化し、意思決定が迅速且つ適切に実行される体制を整備する。
 2. 経営会議は、役付執行役員及び取締役会で定めた担当を持つ執行役員で構成し、業務執行上重要な事項を審議し、社長執行役員が務める議長が決定する。また、取締役会への上程議案を審議する。

V 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

1. 関係会社規程を定め、子会社の状況に応じた必要な管理を行う。
2. 関係会社規程に従い、各子会社に対する総括責任者として当社担当役員をそれぞれ定めるとともに、各子会社の業務について指導、監督する当社管理部署をそれぞれ定めて、各管理部署は子会社の業務状況について適宜総括責任者に報告、協議するものとする。
3. 関係会社規程に従い、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、必要に応じて、決算、業務内容を当社重要会議に報告するものとする。

VI 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会に事務局を置き、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフがこれにあたり、必要な人員を配置する。また、内部監査、経理、総務、法務部門も監査役を補助する。

VII 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役は、監査役スタッフの取締役及び執行役員からの独立性の確保に留意し、必要あると認めたときは、取締役及び執行役員との間で協議の機会を持たなければならないこととする。
2. 監査役を補助すべき使用人の人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

VIII 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、監査役の職務を補助すべき使用人の体制の強化に努めるものとする。
2. 補助使用人に関して、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行うこととする。

IX 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制・子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が監査役に報告するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、重要な会議又は委員会に出席するとともに、出席しない場合には、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。
2. 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに報告しなければならない。
3. 取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等は、監査役から調査、報告若しくは説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

X 監査役に報告した取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告した取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けてはならない。

XI その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、代表取締役、内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持つ等の方法により、適宜意見交換を行う。
2. 監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について会社に請求することができる。

XII 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「企業理念」を掲げ、この「企業理念」の下、当社の利害関係者に対して、誠実な企業活動を行うための行動規範である「私たちの価値観と責務」を2024年8月に策定し、当社及び当社の子会社を含めて全社的に規範の実践を推進している。

取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて適宜開催し、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。

当社管理部署は各子会社の業務について指導、監督を行い、その状況を適宜総括責任者に報告、協議している。また、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、決算、業務内容を当社重要会議に報告している。

関係会社社長が出席する会議を開催しており、当社グループの経営課題について情報共有を行っている。

内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行っている。監査状況については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告している。

2. コンプライアンスを確保するための体制

当事業年度においてコンプライアンス推進委員会を1回開催し、その活動状況を取締役に報告するとともに、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンス遵守の推進を行っている。

具体的には、当社の役員を対象としたコンプライアンス教育、社長メッセージによる内部通報制度の周知等を必要に応じて行っている。

3. リスク管理に関する体制

当事業年度において各種委員会を適宜開催し、各専門テーマに関する審議、調査、指導、啓蒙活動を行い、その活動状況を取締役会に報告している。また、各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたリスクの管理を行っている。

また、営業秘密・重要文書等の情報資産の適切な保護と管理のため、「営業秘密管理規程」、「営業秘密管理基準」、「文書保存管理規程」、「情報セキュリティ規則」等を整備している。

4. 取締役の職務の執行に関する体制

執行役員制度を導入し、取締役の監督機能と執行役員の業務執行機能を明確化すると同時に、定期的に開催する取締役会で、執行役員等から業務執行に関する報告を受けることとし、業務執行の監督体制を整備、充実している。

当事業年度において取締役会を16回開催し、法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。

5. 監査役の職務の執行に関する体制

当事業年度において監査役会を17回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議している。

取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査するとともに、各事業場及び子会社等の業務遂行状況に関する監査を行っている。

代表取締役と定期的に会合を開き、経営上及び監査上の重要な課題等について意見交換を行っている。

監査部、会計監査人と定期的に意見交換を行い、相互の連携を図っている。

会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様ご自身の自由な意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、(1)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）に対する明白な侵害をもたらすもの、(2)株主の皆様が株式の売却を事実上強要するもの、(3)当社取締役会が、大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を提示するために合理的に必要となる期間を与えないもの、(4)株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要となる情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、(5)買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う大規模買付者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、大規模買付行為により、このような株主共同の利益が毀損される場合には、かかる大規模買付行為を行う大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることをその基本方針としております。

2. 基本方針策定の背景

昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となってきました。

当社は、このような動きに鑑み、大規模買付者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えております。

以上の事情を背景として、当社は上記1. のとおり基本方針を策定いたしました。

II 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様へ中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記1. の中期計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記2. のコー

ポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取り組みを実施しております。これらの取り組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取り組みは、上記Ⅰの基本方針の実現に資するものであると考えております。

1. 中期計画等による企業価値向上への取り組み

(1) 当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、“ものづくりで築くより良い未来”「セントラル硝子グループは、ものづくりを通じて、真に豊かな社会の実現に貢献します。」を基本理念としており、また、「独創的な素材・技術によりサステナブルな社会の実現に寄与する」をパーパスとして定義しております。

当社グループが創業当時から企業活動の中心に据えております「ものづくり」は、誠実を基本姿勢とした、研究開発、製造、販売等の企業活動全般を意味しており、今後の更なる飛躍に向けても、すべての基礎になるものと考えております。

各事業活動においては、伸ばすべき事業に経営資源を投入し、その事業基盤の強化を図るとともに、当社の強みである「技術優位性、独創性、サステナビリティ」を持つスペシャリティ製品の拡充を図ります。また、環境対応・省エネルギー化の推進や、グローバルな事業展開による収益力の向上に注力し、安定した財務体質のもと企業価値を増大させることを常に目指し続けてまいります。

これらの方針のもと、経営全般にわたり効率性を高め企業体質の変革をはかるとともに、研究開発力の強化と成長事業への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2024年5月に長期ビジョン「VISION 2030」を公表し、2030年のありたい姿や、その実現のための事業戦略等を示し、2025年5月14日には、「VISION 2030」の実現に向け、新たな中期経営計画を策定し発表しました。同計画の概要は以下の通りです。

〈長期ビジョン「VISION 2030」の実現に向けた取組み〉

2025年から2030年までの6年間で2つのフェーズに分け、それぞれのフェーズごとの経営課題に取り組んでまいります。

【Phase 1】 2025～2027年度：成長への基盤強化

【Phase 2】 2028～2030年度：本格的な成長軌道へ

〈基本方針〉

①事業戦略

- ・スペシャリティ製品の拡大
- ・エッセンシャル製品の強化

②成長戦略（事業ポートフォリオ最適化）

イ. 投資戦略

- ・「成長性×ROIC」分析によるメリハリをつけた経営資源の最適配分
- ・近視眼的にならない中長期的な目線での成長投資

ロ. ROICマネジメント

- ・事業ロードマップに基づく あるべき姿の追求
- ・事業ROICのモニタリングにより資本効率を改善

ハ. ESG経営による事業基盤強化

- ・人的資本経営の推進
- ・環境課題の対応
- ・デジタル活用の推進

〈財務目標〉

	2027年度 (Phase1 最終年度)	2030年度 (Phase2 最終年度)
営業利益	130億円	200億円
ROE	8.7%	10%以上
ROIC	6.1%	7.0%
年間配当額 (1株当たり)	170円 (下限配当)	改めて検討

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、一層の企業価値の向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応することができる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めてまいります。

(2) 会社の機関及び内部統制体制の整備の状況等

当社は、取締役会と監査役会をコーポレート・ガバナンスの基礎とした上で、執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離することで取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。

また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正性を担保、且つ、恣意的な判断を排除する役割を担っております。

そして、会社法に定める内部統制体制の構築に関する基本方針を2006年5月15日開催の取締役会において決議し、全社的な内部統制体制の整備に努めております。かかる基本方針については、下記に例示しております項目につき一部改正を随時行っており、適切な運用に努めております。

- ・コンプライアンス推進委員会の設置
- ・反社会的勢力の排除
- ・社外取締役の選任
- ・内部通報制度の拡充
- ・秘密情報の適正な管理体制の構築
- ・金融商品取引法改正に伴う未公表の内部情報の伝達及び取引推奨行為の規制
- ・会社法及び会社法施行規則の改正に伴う企業集団における業務の適正を確保するための体制整備及び監査役の監査を支える体制等の整備

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に基づき当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模な買付行為を行おうとする者に対しては、大規模な買付行為の是非は株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

Ⅳ 上記Ⅱ及びⅢの各取組みについての当社取締役会の判断

上記Ⅱ及びⅢの各取組みは、いずれも上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株

主共同の利益に合致するものと考えております。従いまして、当社は、これらの取組みにつきまして、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称 セントラル硝子プロダクツ株式会社 他21社

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数 6社

主要な非連結子会社の名称 基佳電子材料商貿（上海）有限公司 他5社

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社の会社間取引等消去後の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

関連会社の数 4社

主要な関連会社の名称 江西天賜中硝新材料有限公司 他3社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

非連結子会社の数 6社

主要な非連結子会社の名称 双和運輸倉庫株式会社 他5社

関連会社の数 7社

主要な関連会社の名称 浙江博瑞中硝科技有限公司 他6社

持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度において、セントラル・サンゴバン・インベストメント株式会社の清算終了により、連結の範囲から除外しております。また、聖戈班中硝安全玻璃（青島）有限公司及び新潟吉野石膏株式会社の全株式（持分）を譲渡したことにより、持分法の適用の範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、セントラルガラスチェコs.r.o. 他10社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～22年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。ただし、一部連結子会社は支給実績に基づく支給見込額を計上する方法によっております。

③ 事業構造改善引当金……………事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

④ 特別修繕引当金……………ガラス溶解炉等の定期的修繕費用の支出に備えるため、次回修繕の見積額と次回修繕までの稼働期間を勘案して計上しております。

⑤ 役員株式交付引当金……………役員向け株式交付規程に基づき、役員への株式の交付に備えるため、当連結会計年度に係る要交付額を見積り計上しております。

⑥ 従業員株式交付引当金……………従業員向け株式交付規程に基づき、従業員への株式の交付に備えるため、当連結会計年度に係る要交付額を見積り計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業などにおける簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で、権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、化成品及びガラス製品の製造、販売を行っております。これらの事業における製品販売については、製品の引渡、出荷、検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡、出荷、検収時点で収益を認識しております。また収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び奨励金などを控除した金額で測定しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお在外子会社等の資産・負債は、決算日の直物為替相場、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

ヘッジ手段：コモディティ・スワップ取引

ヘッジ対象：燃料油

ハ. ヘッジ方針

債権債務、実需の範囲内での取引に限定し、将来の為替・商品価格等の変動リスク回避のためのヘッジを目的としており、投機目的の取引は行っておりません。

ニ. ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。

⑤ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

II 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損処理

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 2,071百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、固定資産の減損処理にあたり、原則として、事業用資産については事業部門を基礎とした事業の関連性により、また遊休資産等については個別物件単位でグルーピングを行っております。また、連結子会社は原則として、会社単位を基礎としてグルーピングを行っております。各資産グループについては減損の兆候の有無を判断し、減損の兆候が存在する場合には、減損の認識及び測定を実施

しております。減損の認識及び測定にあたっては、資産グループの帳簿価額と回収可能価額を比較し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。各資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額で算定しております。使用価値の算定に当たっては、毎年、最新の予算及び事業の成長性や一定の不確実性を考慮した事業計画を基に将来キャッシュ・フローを見積り、適正な割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

固定資産の回収可能価額については、経営者の判断に基づく将来キャッシュ・フロー、割引率、事業の成長率等の前提条件に基づき算出しているため、事業計画や市場環境の変化等によりその前提条件に変更が生じた場合には、翌連結会計年度以降に減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 5,115百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社及び一部の連結子会社はグループ通算制度を適用しており、連結貸借対照表における繰延税金資産の主要な残高は当社を通算会社とした連結通算グループに係るものであり、その多くが当社の将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産であります。

当社は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）における分類3に該当し、今後5年間ににおける一時差異等加減算前課税所得の見積額等に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の計上額を算定しております。

繰延税金資産の回収可能性は、当社の最新の予算及び事業の成長性や一定の不確実性を考慮した事業計画に基づいた将来課税所得の見積りに依存するため、事業計画や市場環境の変化等により前提とした仮定や条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	連結損益計算書上 の計上科目
チェコ	電解液製造設備	建物及び構築物 他	1,921	減損損失
神奈川県 川崎市 他	遊休資産等	機械装置及び運搬具 他	149	減損損失

当社グループは、原則として事業用資産については事業部門を基礎とした事業の関連性により、遊休資産等については個別物件単位でグルーピングを行っております。また、連結子会社は原則として会社単位を基礎としてグルーピングを行っております。

電解液製造設備については、収益力が著しく低下し、回収可能価額が帳簿価額を下回る資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額により測定しており、将来キャッシュ・フローを13.0%で割引いて算定しております。

将来の使用が見込まれていない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。また、生産停止を決定した事業用資産の回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

減損損失の内訳は以下のとおりです。

建物及び構築物	963百万円
機械装置及び運搬具	812
その他	294
計	2,071

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式 普通株式	26,000,000	—	—	26,000,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2024年5月24日 取締役会（注1）	普通株式	2,563	101.50	2024年3月31日	2024年6月10日
2024年11月6日 取締役会（注2）	普通株式	2,146	85.00	2024年9月30日	2024年12月2日

（注1）配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式に対する配当金48百万円が含まれておりますが、関係会社に対する配当金3百万円を含めておりません。

（注2）配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式に対する配当金40百万円が含まれておりますが、関係会社に対する配当金2百万円を含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会（注）	普通株式	2,146	利益剰余金	85.00	2025年3月31日	2025年6月10日

（注）配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式に対する配当金39百万円が含まれておりますが、関係会社に対する配当金2百万円を含めておりません。

Ⅵ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債による方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの販売管理規程に従い、リスク低減を図っております。投資有価証券は、主として株式であり、個別銘柄ごとに検証し、当社の中長期的な企業価値の向上に資さない銘柄は売却を検討し、縮減を進めています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額7,864百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。現金は注記を省略しております。また、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金、1年内償還予定の社債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	9,971	9,971	-
(2) 社債	(15,000)	(14,725)	275
(3) 長期借入金	(11,610)	(11,428)	181
(4) デリバティブ取引	12	12	-

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	9,971			9,971
デリバティブ取引		12		12
資産計	9,971	12		9,984

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債		14,725		14,725
長期借入金		11,428		11,428
負債計		26,153		26,153

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によって評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

Ⅶ 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

VIII 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

報告セグメント	主要な事業	外部顧客への売上高
化成品事業	素材化学品	19,127
	医療化学品	13,302
	電子材料	22,874
	エネルギー材料	15,001
	肥料	11,199
	その他	4,260
	計	85,765
ガラス事業	建築用ガラス	22,248
	自動車用ガラス	27,655
	ガラス繊維	8,562
	その他	1
	計	58,467
合計		144,233

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「5. (4)② 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

IX 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,709円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 229円14銭 |

(注) 当社は、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は470,100株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において、472,516株であります。

X 重要な後発事象

該当事項はありません。

XI その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ ……時価法

(3) 棚卸資産 ……主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 ……定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 5～50年

機械及び装置 4～22年

(2) 無形固定資産 ……定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 事業構造改善引当金……………事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (5) 役員株式交付引当金……………役員向け株式交付規程に基づき、役員への株式の交付に備えるため、当事業年度に係る要交付額を見積り計上しております。
- (6) 従業員株式交付引当金……………従業員向け株式交付規程に基づき、従業員への株式の交付に備えるため、当事業年度に係る要交付額を見積り計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

当社は以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で、権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、化成品製品の製造、販売を行っております。事業における製品販売については、製品の引渡、出荷、検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡、出荷、検収時点で収益を認識しております。また収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び奨励金などを控除した金額で測定しております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。

II 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損処理

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 107百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,833百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

IV 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	15,374百万円
--------	-----------

長期金銭債権	25百万円
--------	-------

短期金銭債務	16,078百万円
--------	-----------

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	11,376百万円
-----	-----------

仕入高	8,837百万円
-----	----------

営業取引以外の取引高	7,283百万円
------------	----------

Ⅵ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,183,906株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式470,100株が含まれております。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	5,000百万円
退職給付引当金	399百万円
関係会社株式評価損	2,314百万円
減損損失	833百万円
子会社投資に係る一時差異	1,733百万円
その他	618百万円
繰延税金資産小計	10,898百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,680百万円
将来減算一時差異等の合計額に係る評価性引当額	△1,502百万円
繰延税金資産合計	7,716百万円
繰延税金負債との相殺	△2,882百万円
繰延税金資産の純額	4,833百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,633百万円
その他	248百万円
繰延税金負債合計	2,882百万円
繰延税金資産との相殺	△2,882百万円
繰延税金負債の純額	—

VIII 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「VIII 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

IX 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)東商セントラル	直接100%	製品の販売	製品の販売 (注2)	8,939	売掛金	3,901
				原材料の購入等 (注3)	4,938	—	—
	セントラル硝子プロダクツ(株)	直接100%	資金の貸借	資金の貸借 (注1)	—	短期借入金	8,301
	セントラル化成(株)	直接100%	資金の貸借	資金の貸借 (注1)	—	短期貸付金	6,493
				原料仕入の立替等 (注4)	—	未収入金	1,940
	セントラル硝子販売(株)	間接100%	資金の貸借	資金の貸借 (注1)	—	短期借入金	1,994

(注1) 資金の貸借については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われるため、取引金額の記載は省略しております。

(注2) 製品の販売は、一般的な取引条件を勘案し、交渉の上決定しております。取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 同社からの原材料の購入等については、適切公平な条件で取引しております。

(注4) 原料仕入の立替等は、同社の製造用原料の購入を立て替えたものです。

X 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,471円54銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 279円82銭 |

(注) 当社は、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は470,100株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において、472,516株であります。

XI 重要な後発事象

該当事項はありません。

XII その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。